

一般社団法人テロメア最先端医療医学学会における利益相反（COI）に関する指針

I. 目的

本学会は、ヒトの寿命に大きな影響を与えるテロメアおよびテロメアの短縮速度を遅らせるテロメラーゼ誘導活性化物質の研究を通して、テロメア短縮に起因する癌やアルハイマー病など様々な病気の治療法や医薬品、サプリメント、化粧品などの開発を国際的な協力体制をとり、より高品質に、より短期間に資することを目的に設立しました。また、当該最先端医療による治療や研究に勤しむ医師、医療機関、研究機関、製薬会社、企業については、本学会で全面的に支援していくことを企図しております。

テロメア最先端医療医学学会は、その活動において社会的責任と高度な倫理性が要求されていることに鑑み、「テロメア最先端医療医学学会における利益相反（COI）に関する指針」（以下、本指針と略す）を策定する。本指針の目的は、学術的成果の社会への還元（公的利益）とともに、テロメア最先端医療医学学会の役員、および会員（会員等）が産学連携に伴い取得する金銭・地位など（私的利益）が発生し、2つの利益が会員などに生じ、衝突する可能性がある状態（利益相反）を適切に管理することにより、研究成果の発表やそれらの普及・啓発などの活動を中立性と公明性を維持した状態で適正に推進させ、テロメアに関する研究、医療の進歩に貢献することにより社会的責務を果たすことにある。したがって、本指針では、会員などに対して利益相反についての基本的な考えを示し、テロメア最先端医療医学学会の会員などが各種事業に参加し発表する場合、自らの利益相反状態を自己申告によって適切に開示し、本指針を遵守することを求める。

II. 対象者

利益相反状態が生じる可能性がある以下の対象者に対し、本指針が適用される。

- (1) テロメア最先端医療医学学会会員
- (2) テロメア最先端医療医学学会の学術講演会などで発表する者
- (3) テロメア最先端医療医学学会の役員（名誉会長、名誉理事長、理事長、代表理事、理事、監事）
- (4) テロメア最先端医療医学学会の事務職員
- (5) (1)～(4)の対象者の配偶者、一親等の親族、または収入・財産を共有する者

III. 対象となる活動

テロメア最先端医療医学学会が行うすべての事業活動に対して本指針を適用する。

- (1) 学術講演会（総会、シンポジウムなど）などの開催
- (2) 学会誌、学術図書などの発行
- (3) 研究および調査の実施
- (4) 研究の奨励および研究業績の表彰
- (5) 認定医、認定検査技師、認定看護師および認定施設の認定
- (6) 関連学術団体との連絡および協力
- (7) 国際的な研究協力の推進
- (8) その他、目的を達成するために必要な事業

特に、下記の活動を行う場合には、特段の指針遵守が求められる。

- ① テロメア最先端医療医学学会が主催する学術講演会（以下、講演会など）などでの発表
- ②学会誌などの刊行物での発表

IV. 申告すべき事項

対象者は、個人における以下の(1)～(9)の事項で、細則で定める基準を超える場合にはその正確な状況をテロメア最先端医療医学学会理事長に申告するものとする。申告された内容の具体的な開示、公開の方法については別に細則で定める。

- (1) 企業・法人組織、営利を目的とする団体の役員、顧問職、職員などへの就任
- (2) 企業の株の保有
- (3) 企業・法人組織、営利を目的とする団体からの特許権などの使用料
- (4) 企業・法人組織、営利を目的とする団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）
- (5) 企業・法人組織、営利を目的とする団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料
- (6) 企業・法人組織、営利を目的とする団体が提供する臨床研究費（治験、臨床試験費など）
- (7) 企業・法人組織、営利を目的とする団体が提供する研究費（受託研究、共同研究、寄付金など）
- (8) 企業・法人組織、営利を目的とする団体がスポンサーとなる寄付講座
- (9) その他、上記以外の旅費（学会参加など）や贈答品などの受領

V. 利益相反状態との関係で回避すべき事項

1. 対象者の全てが回避すべきこと

医学研究の結果の公表やガイドラインの策定などは、純粋に科学的な根拠と判断、あるいは公共の利益に基づいて行われるべきである。テロメア最先端医療医学学会の会員などは、医学研究の結果とその解釈といった公表内容や、医学研究での科学的な根拠に基づくガイドライン・マニュアルなどの作成について、その医学研究の資金提供者・企業の恣意的な意図に影響されてはならず、また影響を避けられないような契約を資金提供者などと締結してはならない。

2. 医学研究の臨床試験責任者が回避すべきこと
医学研究、特に臨床試験、治験などの計画・実施に決定権を持つ総括責任者には、次の項目に関して重大な利益相反状態にない（依頼者との関係が少なく）と社会的に評価される研究者が選出されるべきであり、また選出後もその状態を維持すべきである。

- (1) 医学研究を依頼する企業の株の保有
- (2) 医学研究の結果から得られる製品・技術の特許料・特許権などの獲得
- (3) 医学研究を依頼する企業および営利を目的とした団体の役員、理事、顧問など（無償の科学的な顧問は除く）

但し、(1)～(3)に該当する研究者であっても、当該医学研究を計画・実行するうえで必要不可欠の人材であり、かつ当該医学研究が社会的に極めて重要な意義をもつような場合には、然るべきCOI委員会判断を経て当該臨床研究の試験責任医師に就任することは可能とする。

VI. 実施方法

1. 会員の責務

会員は医学研究成果を学術講演などで発表する場合、当該研究実施に関わる利益相反状態を発表時に、テロメア最先端医療医学学会、所定の書式で適切に開示するものとする。

研究などの発表との関係で、本指針に反するとの指摘がなされた場合には、理事会は利益相反を管轄する委員会（以下、利益相反委員会と略す）に審議を求め、その答申に基づき、妥当な措置方法を講ずる。

2. 役員などの責務

テロメア最先端医療医学学会の役員（名誉会長、名誉理事長、理事長、代表理事、理事、監事）、はテロメア最先端医療医学学会に関わるすべての事業活動に対して重要な役割と責務を担っており、当該事業に関わる利益相反状態については、就任した時点で所定の書式にしたがい自己申告を行なうものとする。また、就任後、新たに利益相反状態が発生した場合には規定にしたがい、修正申告を行うものとする。

3. 利益相反委員会の役割

利益相反委員会は、テロメア最先端医療医学学会が行うすべての事業において、重大な利益相反状態が会員に生じた場合、あるいは、利益相反の自己申告が不適切で疑義があると指摘された場合、当該会員の利益相反状態をマネジメントするためにヒアリングなどの調査を行い、その結果を理事長に答申する。

4. 理事会の役割

理事会は、役員などがテロメア最先端医療医学学会の事業を遂行するうえで、重大な利益相反状態が生じた場合、あるいは利益相反の自己申告が不適切であると認めた場合、利益相反委員会に諮問し、答申に基づいて改善措置などを指示することができる。

5. 学術講演会担当責任者の役割

学術講演会の担当責任者（会長など）は、学会で医学研究成果が発表される場合には、その実施が本指針に沿ったものであることを検証し、本指針に反する演題については発表を差し止めるなどの措置を講ずることができる。この場合には、速やかに発表予定者に理由を付してその旨を通知する。なお、これらの措置の際に上記担当責任者は利益相反委員会に諮問し、その答申に基づいて改善措置などを指示することができる。

6. 情報編集委員会の役割

学会誌情報編集委員会は、学会機関誌などの刊行物で研究成果の原著論文、総説、診療ガイドライン、編集記事、意見などが発表される場合、その実施が本指針に沿ったものであることを検証し、本指針に反する場合には掲載を差し止めるなどの措置を講ずることができる。この場合、速やかに当該論文投稿者に理由を付してその旨を通知する。本指針に違反していたことが当該論文掲載後に判明した場合は、当該刊行物などに情報編集委員長名でその旨を公知することができる。なお、これらの措置の際に情報編集委員長は利益相反委員会に諮問し、その答申に基づいて改善措置などを指示することができる。

7. その他

その他の委員長・委員は、それぞれが関与する学会事業に関して、その実施が本指針に沿ったもの

であることを検証し、本指針に反する事態が生じた場合には、速やかに事態の改善策を検討する。なお、これらの対処については利益相反委員会に諮問し、答申に基づいて理事会は改善措置などを指示することができる。

VII. 指針違反者に対する措置と説明責任

1. 指針違反者に対する措置

テロメア最先端医療医学学会は、別に定める規則により、本指針に違反する行為に関して審議する権限を有しており、倫理規定に照らし理事会で審議した結果、重大な指針違反があると判断した場合には、その違反の程度に応じて一定期間、次の措置の全てまたは一部を講ずることができる。

(1) テロメア最先端医療医学学会が開催するすべての講演会での発表禁止

(2) テロメア最先端医療医学学会の刊行物への論文掲載禁止

(3) テロメア最先端医療医学学会の講演会の会長就任禁止

(4) テロメア最先端医療医学学会の理事会、委員会、作業部会への参加禁止

(5) テロメア最先端医療医学学会会員の資格停止、除名、あるいは入会の禁止針違反者に対する措置が確定した場合、当該会員が所属する他の学会の長へ情報提供を行うものとする。

2. 不服の申立

被措置者は、テロメア最先端医療医学学会に対し不服申立をすることができる。

テロメア最先端医療医学学会の理事長は、これを受理した場合、速やかに不服申立て審査委員会を設置して審査を委ね、その答申を理事会で協議したうえで、その結果を不服申立者に通知する。

3. 説明責任

テロメア最先端医療医学学会は、自らが関与する場所で発表された医学研究の成果について、重大な本指針の違反があると判断した場合は、直ちに理事会の協議を経て社会に対する説明責任を果たさねばならない。

VIII. 細則の制定

テロメア最先端医療医学学会は、本指針を運用するために必要な細則を制定することができる。

IX. 指針の改正

本指針は、社会的要因や産学連携に関する法令の改正、整備ならびに医療および研究をめぐる諸条件に適合させるためには、定期的に見直しを行い、改正することができる。

X. 施行日

1. 本指針は2016年8月18日より施行する。